## daily コラム

2023年6月19日(月)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

国税の信託型 SO への見解と 税制適格 SO の株価算定ルール

## 信託型ストックオプションの概要

信託型ストックオプション(以下、ストックオプションを SO と記載)とは、SO の権利行使価額を発行時点の時価とし、発行時点ではなく後で、付与対象者および付与数を特定し発行できる特徴があります。そのため、将来採用する人材に、入社後の成果や貢献度等を見てから SO の付与が可能です。

課税においては税制適格 SO と同様に行使時、株式売却の 2 つの課税タイミングの うち、行使時は給与所得課税最大 55%が無く、株式売却時に 20%の譲渡課税のみとの 認識で、スタートアップ等の急成長する会社において、多く利用されておりました。

## 国税庁の見解とスタートアップへの影響

2023 年 5 月 29 日に国税庁と経済産業省による S0 税制説明会が開催され、信託型 S0 については行使時に給与課税として処理される旨が説明され、過去の行使および売却した分についても過去 5 年に関しては遡及して納税義務を負うとのことでした。これまで上場企業含めて約800 社が信託型 S0 を導入しており、スタートアップに及ぼす影響は少なくないと考えられます。

## SO に対するスタートアップの今後の動き

SO 税制説明会では、税制適格 SO の株価 算定ルールもあわせて説明されました。これまでの業界標準とは異なり、株価算定時にセーフハーバーとして純資産法での算出が可能というものでした。これにより、スタートアップはこれまでと比較しても安価に SO の付与が可能になるため、今後スタートアップへの転職者が増える可能性があると思えるものでした。

なお、税制適格 S0 とは、ある一定の条件 (譲渡禁止、年間権利行使に限度額がある等) を満たすことで、S0 行使時、株式売却の 2 つの課税タイミングのうち株式売却時に 20%の譲渡課税のみというものです。

税制適格 SO は令和 5 年度税制改正により、設立 5 年未満の未上場企業については権利行使期間が付与決議から 2~15 年へ延長されました。

